

塩竈市国民健康保険税の引き下げについて

塩竈市国民健康保険被保険者の負担軽減を図るため、平成27年度分以降の国保税額の改定（引き下げ）を行います。

1. 内容

- 平均改定率 ▲3.33%
- 平均改定額 ▲5,339円（世帯／年）
- 適用 平成27年度以降（平成27年4月以降）分の塩竈市国民健康保険税が対象
- 税率改定内容
 - ・固定資産税課税額を賦課の算定にしている「資産割」を廃止いたします。
 - ・医療保険分の税額を引き下げいたします。

【改定税額】

区分		改定前	改定後	変更点
医療保険分	所得割	7.80%	7.70%	▲0.10ポイント
	資産割	9.0%	廃止	▲9.0%
	均等割	28,400円	28,000円	▲400円
	平等割	28,000円	26,000円	▲2,000円
後期高齢者支援金分	資産割	2.0%	廃止	▲2.0%
介護納付金分	資産割	5.0%	廃止	▲5.0%

※資産割を除く後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税額に変更はありません。

区分	所得割	均等割	平等割
後期高齢者支援金分	2.95%	9,600円	8,800円
介護納付金分	2.20%	9,200円	7,200円

- 備考 今回の国保税額改定は、平成26年12月議会において塩竈市国民健康保険税条例の改正の可決を受け実施するものです。（条例施行日：平成27年4月1日）

【参考】塩竈市国民健康保険の概要（平成26年11月末現在）

- 加入世帯 8,657世帯（塩竈市世帯全体の37.7%）
- 加入者（被保険者）数 14,562名（塩竈市人口全体の26.0%）

2. 今後の国保事業の取り組み

塩竈市国保加入者が健康的に生活できる取り組みを積極的に進めながら、安定的な国保事業の運営を努めてまいります。

【新規保健事業】平成26年度～ 脳ドック助成事業の実施

【国保税納付の環境整備】

平成27年度～ 国保税納付回数の変更（年8回⇒12回（毎月納付））

問い合わせ先 健康福祉部保険年金課保険総務係
022-364-1111（内線222）